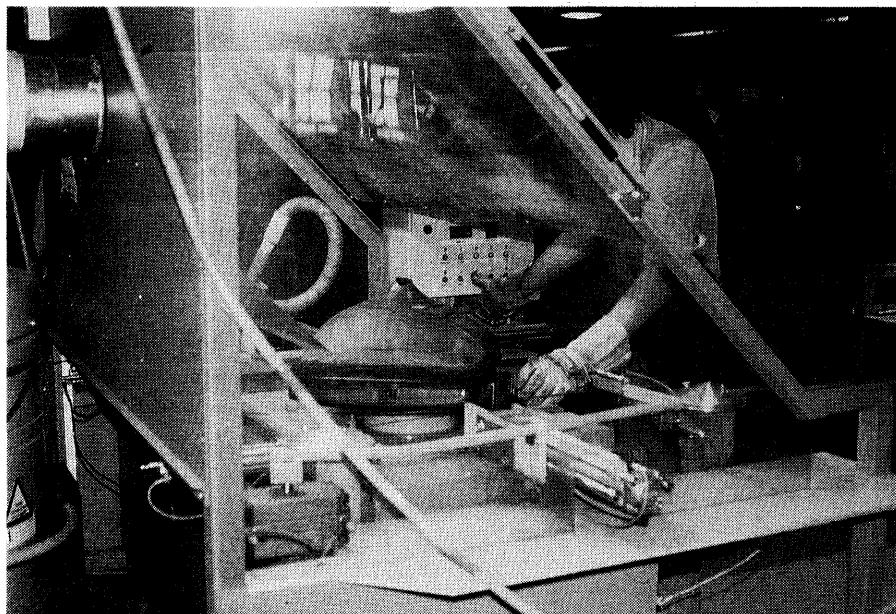


関西労災職業病

関西労働者安全センター

1998.6.10発行〈通巻第273号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 (ばんらいビル) 602
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528
郵便振替口座 00960-7-315742
大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284



- 原則自由化、労働者派遣事業法で中央職業安定審が建議……………2
- 電磁波の発ガン性で米国立環境衛生研が「可能性あり」と見解……4
- ★新連載 ダイオキシンのお話 その1 中地重晴……………6
- 地公災基金の長距離自転車通勤非該当処分が再審査で取り消し裁決…8
- 人権侵害拡大する3省庁外国人排外キャンペーン……………10
- アスベスト禁止を！
カナダなどの政治的策略、石綿フェルト材に注意……………12
- 前線から(ニュース)……………14
- 職場改善事例と職場巡視中心に実践型交流・金属機械全国安全活動
交流会／ダイオキシン問題シンポ・豊能／指曲がり症裁判で地公災
基金が認定基準提示・豊中市職／ガーナ青年プレス労災、損害賠償
へ・大阪／屋根修理労働者Sさん違法解雇問題、地労委審問へ・ユ
ニオンひごろ
- 1998年度夏期一時金カンパへのご協力のお願い……………18

5月の新聞記事から／19
表紙写真／テレビのブラウン管解体作業・ウィーンのリサイクルセンター

'98 6

原則自由化で 労働側の反対押し切る

労働者派遣事業法で中央職業安定審が建議

西野まさのぶ（関西労働者安全センター事務局長）

5月14日に開かれた中央職業安定審議会は、派遣労働について、臨時的・一時的な労働力の需給調整策として位置付け、現在26業種に限定している労働者派遣事業制度を抜本的に改め、適用対象業務の原則自由化を盛り込んだ報告を労働大臣へ建議した。審議会では労働側委員が強い反対意見を主張したが、公益、経営側委員が数で押し切った。

それについても近頃の法律改正、省令改正の方向は、本来法律で定められた審議機関の正式な議論を通り越して決定付けられることが多くなっている。

先の国会で継続審議扱いになった労働基準法改正案も、あらかじめ行政改革委員会の小委員会の議論で方向付けがされたものだった。裁量労働制という、労働時間管理を無意味にする働き方を事務仕事一般にまで適用させるという大問題を含み、労働組合側の一致した反対によってかろうじて継続審議扱いとなっている。

行政改革委員会で決められた改正案

今回の職業安定審議会の報告もまったく同じ経過をたどろうとしている。

行政改革委員会は、95年12月の段階での規制緩和推進計画で、労働分野における重要項目として「労働者派遣事業の原則自由化」をあげている。そしてこれは、昨年の12月の行政改革委員会でさらに具体化した。

その内容は、対象業務の範囲のネガティブリスト化、派遣期間、労働者保護のための措置等を中心に中央職業安定審議会の結論を得て、その具体化を図った。

中央職業安定審議会の事務局を担当する労働省は、この強い政府の方針にしたがって、審議会の公益委員との調整も図りながら改正方針を具体化したというわけである。具体化するにあたって重視した内容は、以下の3点とされている。

- ①労働者派遣事業のネガティブリスト化は、有料職業紹介事業のネガティブリスト化のような職業分類の大分類レベルによる広範囲のものとせず、実情に即してその範囲を限定すること。
- ②育児休業特例労働者派遣事業における派遣期間1年の制限を撤廃し、産前・産後休業期間を含めた期間とすること。
- ③高齢者特例派遣事業における派遣期間制限(1年)及び対象業務のあり方の見直しを行うこと。

見向きもされていない

派遣労働者の権利確保

何よりも今回の建議で問題なのは、公式の審議機関である中央職業安定審議会の議論も形式的なものに祭り上げてしまったことである。

まず、労働者派遣事業を大幅に拡大することによって、ほとんどの分野で「使い勝手のよい労働力」を確保できるようにするという結論のために、いかに一気呵成に緩和策を実行するかというのが行政改革委員会のやり方だった。この路線にのる自民党政府をバックに、労働省が叱りつけられて方針が決められ、労働省の事務局方針を具体化するために公益委員が働いて改正法案が策定される方法である。

そこには、現在の派遣労働者の権利が失われている実態をどう改善するか、権利確保のためのどのような規制が有効かという議論は見向きもされない。たとえば、これまでの労働者派遣事業法の適用事業拡大論議で、各職種で派遣事業を導入することによって明らかに労働者の権利が脅かされてしまうとして適用されなかった業種(最近では介護労働者の例がある。)についても今後は議論など無用で一気に適用してしまえというわけである。

そもそも1986年7月に施行された「労働者派遣事業法」は、事業法という形態をとりながら、労働市場の多様化のなかで派遣労働者の権利を守ることを立法趣旨としたものであった。

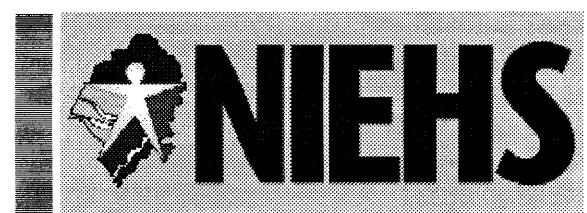
しかしこの趣旨は表向きのものであつたかのように実態は進行し、派遣労働者の権利が当たり前のように侵害される状況が拡大されてしまった。

今回の労働者派遣法の見直しにあたっては、大きく変化した雇用・労働環境のなかで厳しい条件下にある派遣労働者の保護を担保できる措置を、新たに国際基準として設けられた「ILO181号条約」を批准できる形で先ずもって整備することが課題であったはずである。にもかかわらず今度の改正は、もう当たり前のことになっていて、雇用する側の自由を拡大するための改正になってしまった。

参議院選後の改正法案提出、 反対運動と徹底議論を

原則どの職種でも労働者派遣事業ができるが、一部リスト化した職種だけ禁止されるという「ネガティブリスト化」を中心とした改正法案は、結局国会提出は参議院選挙の後の国会に延ばされることとなった。先の国会に提出したとしても他の重要法案に押され、対立法案となる労働者派遣法改正案は成立の見通しが立たず、廃案になってしまうことが確実であったため、次の国会ではまず提出されることは明らかである。そしてその際の政府の側の姿勢は、選挙結果にも微妙に左右されると考えてよいだろう。「裁量労働制の適用拡大」をその内容とする労働基準法の改正案とならんと、労働者派遣事業法改正案については、反対運動の一層の強化が必要になっている。

日本の雇用労働者6000万人の働き方の基本的ルールが、行政改革委員会のごく一部の人によって方針化され、それが法案になってござり押しされてしまう現在の法律改正のシステムは、広範な組織、未組織の労働者の手によって改められなければならないはずである。そのためには、労働組合はもちろんのこと、アルバイト、パートタイマーは言うに及ばず、フリーター、ボランティア、請負人…、様々な方法で仕事に時間を費やす日本の労働者にとっての「働き方」を、徹底的に議論する流れを作り出す必要がある。



6月24日、米国立環境衛生研究所(NIEHS)の諮問委員会(パネル)は送電線周辺のような電磁場は「ヒトに対して発ガンの原因となり得る(possible human carcinogen)」と考えられる、と報告した。この見解は検討対象として集められた研究のうち、主としてヒトに関する疫学的研究の結果に基づいて決定されたもの。実験動物や細胞レベルの研究からははつきりした証拠はえられなかつたことなどから、19対9という28名の委員の投票結果による決定だという。委員のうちの何名かは、スウェーデン、日本、イタリア、フランスからも参加している。今回の報告は7月の後半に正式に報告書となり、NIEHSのホームページ <http://www.niehs.nih.gov/emfrapid/home.htm> でも公開される予定。8月から9月には公聴会も予定されている。NIEHSが連邦機関と議会におこなう予定である電磁場の健康影響に関する報告書では今回の見解に大きな比重がおかれる見通し。

採用された疫学的研究は、送電線周辺住民におけるわずかな小児白血病のリスクの増加と電磁波の強い産業における成人の慢性白血病の増加を示した。ただ、委員長であるニュージャージーロバートウッド医科大学歯科大学ギャロ教授は「この報告は、リスクが大きいとは示唆していない。リスクは、多くの他の公衆衛生上のリスクに比較して、おそらくかなり小さい、この論争において不確実など

電磁波はガンの原因になり得る

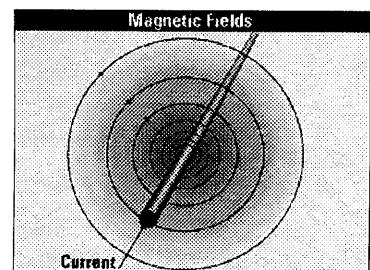
米国・国立環境衛生研究所の諮問委員会が見解
日本・科学技術庁が小児白血病の疫学調査へ

ころを少なくするために的を絞った研究が引き続き行われるべきだ」と述べており、今後の研究の進展結果によって見解が左右される可能性も示唆している。また、白血病以外の小児ガン、アルツハイマー、鬱病、出産障害といったガン以外の疾病との関連に関しては、証拠が十分ではないとした。

米国では、全米研究評議会（NRC）が1996年10月にこの問題について調査結果を報告した。報告は最近の重要な疫学論文を検討していないなど大きな欠陥をもっていた。日本で「影響がないとの結論を得た」などと報道されたのは論外として、それでも「安全である」とはどこにも書かれておらず「さらなる研究が緊急に必要である」としていた。今回のNIEHSパネルの見解は、このとき検討に含まれていなかつた疫学研究を検討した結果出されたものとみられ、米国における新たな公式見解として、発ガン性の可能性を認めたことの意味は大きいといえるだろう。現在はプレスリリースの内容しか明らかでなく、公表予定の正式な報告書の内容が注目される。

電磁波の健康影響について世界保健機関（WHO）が現在、国際規模でデータを集めている。日本は人口集積地を高圧送電線がとおっていて健康への悪影響が懸念され、地域によってはガンの多発が指摘されている。高圧送電線などに対する反対運動も全国各地で取り組まれていることは本誌前号でも報告し

た通りだ。送電線反対運動を押さえ込むためには1994年1月に御用学者で構成さ



れた通産省・資源エネルギー庁の「電磁界影響調査検討委員会」が「影響なし」とする報告をでっち上げるなど、ダイオキシンと同様にここでも科学的研究の面で日本はまったく立ち遅れおり疫学調査も行われてこなかつたが、ここにきてようやく科学技術庁が国立小児病院の小児白血病患者の登録データをもとにした疫学調査を計画していることが報道された（6/29）。それによると来月にも調査委員会を発足させ年度から研究に着手するということなので、要注意である。

NIEHSパネルの見解にもあるように、送電線周辺住民の小児白血病の増加とともに電磁波関連労働者のデータが決め手となっており、報告されたリスクは決して低くない。安全センターとしては労働衛生上の課題として今後さらに注目していくなければならない問題だと考えている。

（参考文献）

安全センター情報 1997年1・2月号「電磁波対策をどうするか」荻野晃也

ダイオキシンのお話

中地重晴（環境監視研究所）

その1

はじめに

今年4月に豊能郡能勢町の豊能美化センター周辺土壤から高濃度のダイオキシンが検出されました。能勢では風評被害によって農産物やミネラルウォーターがさっぱり売れなくなりました。その後連日のように新聞やテレビでダイオキシン問題が取り上げられています。何が問題なのか、その対策を労働者の問題としても考えていくたいと思います。

ダイオキシン問題の歴史

世界で最初にダイオキシンの被害が問題になったのはベトナム戦争の枯葉作戦でした。今から30年以上も前ですが、ジャングルに逃げ込んだベトコンの兵士を探すため、ヘリコプターで枯葉剤と呼ばれる除草剤を散布しました。枯葉剤の中に不純物としてダイオキシンが含まれており、枯葉剤を浴びた兵士や家族の中に皮膚障害や中毒症状をもたらしました。流産や死産も増えました。遺伝障害も起こりました。被害にあったのはベトナム人だけでなく、作戦に参加した米兵や韓国兵、その家族の中にも同じ障害で苦しむ人が続出

しました。

その後ダイオキシンの被害としてはイタリアのセベソの化学工場爆発事故でも大量のダイオキシンが工場周辺に拡散し、土壤汚染と周辺住民の健康被害が問題になりました。

サイゴン陥落、ベトナム解放から少しあつた1977年オランダのオリエ博士らが都市ごみの焼却灰からダイオキシン類を検出し、世界を驚かせました。79年にはカナダの研究グループが京都市の清掃工場の焼却灰から、83年には愛媛大学の立川博士が中国四国地方の清掃工場の焼却灰からダイオキシン類を検出しました。今までダイオキシンは農薬の製造工程中に不純物として合成されると考えられていたのですが、都市ごみの焼却に伴って新たに合成されており、ベトナム戦争の問題としてではなく、都市の問題として深刻な被害を及ぼす可能性が指摘されました。

対応遅れた厚生省

欧米では80年代すでに都市ごみ焼却炉のダイオキシン対策に取り組み始めましたが、日本では対応が遅れ、厚生省が旧ガイドラインと呼ばれる対策を指示したのが90年に

なってからでした。この時には既設炉の排ガスの濃度規制も見送り、不十分なものであったと委員の中からも指摘されています。

96年6月厚生省は各自治体に対し焼却炉のダイオキシン類の排ガス濃度測定を行うよう通知を出し、約1100の焼却炉で排ガス測定が実施され、105で閉鎖基準という $80\text{ng}/\text{m}^3$ を超えていました。97年1月には新ガイドラインを発表し、段階的にダイオキシンの排出を抑制する方針を打ち出しましたが、排ガス測定で豊能美化センターのようにデータ隠しが問題になったり、進んだ欧米の対策と比較される中で、法的に規制する要求が強くなり、

■ ダイオキシンをめぐるこの間の動き

1996年	
6月	厚生省が自治体に対しダイオキシン排出量測定を指示通達 耐容一日摂取量の設定 $10\text{pg}/\text{体重 }1\text{kg}/\text{日}$
12月	環境庁が健康リスク評価指針値設定 $5\text{pg}/\text{体重 }1\text{kg}/\text{日}$
1997年	
1月	厚生省が新ガイドライン発表
4月	厚生省各自治体の測定結果の公表
8月	環境庁大気汚染防止法で排出規制
8月	厚生省焼却炉の構造基準で排出規制
10月	文部省教育施設での小型焼却炉の廃止通達

(自治体労安研リーフレット「STOP! ダイオキシン」より)

昨年12月からようやくダイオキシン類の排ガス規制が焼却炉と製鉄業について法的に施行されるようになりました。

この間の経過を振り返ると厚生省のダイオキシン対策はいつも後手に回る生ぬるいものであったことがはっきりしています

(つづく)



筆者が今春視察したオーストリア・ウィーンのリサイクルセンター／プラスチック分別職場

自転車の長距離通勤は、ヤード!!

「疲れるから」合理的な通勤方法ではない?!

アッと驚く非常識処分は再審査で逆転

自宅から勤務地まで10kmを自転車で通勤している途中に交通事故にあつたら、通勤災害として認めないとする処分があった。「あつた」というのは、地方公務員災害補償基金の審査会での再審査請求の裁決書で逆転し、通勤災害と認められたからである。

裁決書によると、東京都八王子市の清掃事業所に勤務する清掃作業員であるKさんは、隣りの福生市に住み、事故にあつた2年前から、自宅と勤務地の間10kmの距離を約45分かけて自転車で通勤していた。ただし、Kさんが役所に出している通勤届では、徒歩、電車、バスにより距離約20kmを約1時間で通勤することになっており、通勤手当もこれにしたがって支給されているという状態だった。

Kさんは、96年3月の通勤途上、交差点を直進中に左折してきた乗用車に後ろから衝突されて転倒、頭部、全身打撲の負傷を負ったという。当然のこと、通勤災害としての認定を受けようと、地方公務員災害補償基金東京都支部に申請を行つたところ、「非該当」という認定処分を受けたのである。

「社会通念」と「通勤」の認定

地方公務員災害補償法第2条第4項には、「通勤」を「職員が、通勤のため、住居と勤

務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。」と規定している。つまりこの規定に適合する状態にあることを理由として、災害にあつた場合を通勤災害として認定するわけである。この規定のポイントである「住居」、「勤務場所」、「合理的経路」、「合理的方法」など解釈については、例示を含みかなり詳しく通達で示されている。ただ、解釈例規はすべてを網羅するわけではなく、あくまで社会通念として通勤と認めるべきかどうかということになる。

10kmは疲れるから不合理

Kさんの場合についての基金東京都支部の判断理由を見てみると、「合理的方法」について問題があるというのである。そして、まず一般論として次のような支部独自の判断基準を提示する。

「適当な交通機関がなく、徒歩、自転車による通勤をせざるを得ないと社会通念上認められる場合を除き、徒歩、自転車による遠距離の通勤は疲労による注意力不足によって通勤に伴う危険性が増大すると予想されるので『合理的な経路・方法』と認めるることはできない。」

そしてKさんの場合についての判断として

は、「出勤及び退勤時に電車及びバスは本数的には不足なく運行されており、……特段自転車を利用せざるを得ないという状況はない。」とし、さらに通勤状況について「途中で坂もあり、距離も約10キロメートルと長く、所要時間も45分となる。したがって、勤務時間内の職務による疲労に加え、通勤による身体的な疲労が重なることは十分予想でき、その結果として注意力低下等の危険が予想されるので、被災当日の経路・方法は、社会通念上は一般的に利用される『合理的な経路・方法』とは認められない」と、結局非該当の処分を下した。

自転車通勤はで注意力散漫に

だいたい通勤方法を評価して「疲れる」だの「注意力低下」だの、お節介な限りである。通勤途上災害の保護制度は、公務災害、業務災害での補償給付と趣旨が異なることはいうまでもない。使用者の支配、管理下にはない行為ではあるが、公務、業務と密接な関連を持って行われるのが通勤であるという位置付けのもとに保護制度ができて、基金や労災保険で公務災害・業務災害と同様の給付を行うことにしたのだった。その意味でこの処分を行った基金東京都支部の判断は、あまりに稚拙な誤りといわざるを得ないだろう。

ところがこの処分は、支部の審査会の審査でも改められることができなかった。審査会の裁決書では、自転車の経路が交通量も多くて多大の危険が伴うとし、勝手に「請求人が心身を相当消耗し、注意力を著しく低下させていた」などと推認してしまい、10kmも自転車で通勤するのは合理的でないなどと判断してし

まっている。常識では考え難い偏狭さ、バランス感覚のなさを示すような裁決書となってしまっているのである。

基金ならでは非常識に気をつけよう

再審査になってやっと基金の審査会は、次のような判断をして、取り消しの決定を下した。

「……一般に用いると認められる経路が複数あるときは、いずれも合理的な経路と認められる。また、合理的な方法とは、鉄道、バス等の公共交通機関を利用する場合、自家用自動車、自転車等を本来の用法にしたがって使用する場合、徒歩の場合等、通常用いられる交通方法をいい、当該職員が平常用いているか否かにかかわらず、一般に合理的な方法と認められる。」

そして、「一定の危険を伴っており、また、坂や階段もあるものの、自転車の通行が禁止されている区間はなく、特に遠距離というほどのものではない。」として、自転車による通勤が10kmで合理的でないという判断を打ち消した。

基金審査会の採決理由は、至極当然なものといえよう。しかし、公務災害の認定請求のシステムは、あくまで書類による調査がすべてとなっており、そのためもあってこのような非常識な処分が下されることがある。また、まだまだ通勤災害認定について、通勤届で届け出た経路、方法でなければ認められないというような誤解が、意外と地方自治体の職場にあるのが実際のところで、基金支部に請求するまでの段階にも問題が多いのである。

人権侵害拡大する 三省庁（労働省、法務省、警察庁） による外国人排外キャンペーン

今年3月、労働省、法務省、警察庁の三省庁は「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」を開き各地の警察、入管、労働基準監督署が合同で積極的な摘発活動を行うなど緊密な協力を図っていくことを決めた。

「アジアの通貨危機が深刻化するのに伴い不法就労外国人が増えるおそれがある／国内の雇用情勢が厳しいにも関わらず不法就労外国人は依然として高水準であり、しかも不法滞在期間が長期化している／来日外国人による犯罪が増加するなど憂慮すべき状況を招来しかねない」などの認識のもと、以下のような取り組みを行うとしている。

1. 不法就労外国人および悪質なブローカー・雇用主などに関する緊密な情報交換
 - 具体的な事案の捜査・調査にあたる都道府県警察、法務省および労働省の各第一線機関による緊密な情報交換
 - 警察庁、法務省および労働省による各第一線機関での情報交換実施状況のフォローアップ

2. 事業主・団体に対する行政指導等啓発活動の強化
 - 都道府県等を単位とする警察、入国管理局、公共職業安定機関、労働基準局およ

び事業主団体による協議会の開催

3. 就労資格を有する外国人による資格外活動の防止対策の強化
 - 2と同じ
4. 悪質な不法滞在・不法就労事犯に対する合同摘発の強化
 - 警察、入国管理局等による合同摘発の強化、警察による不法入国斡旋組織、地下銀行等の徹底取り締まり
5. 不法就労防止のための国内および海外広報の積極的実施
 - 警察、入国管理局、公共職業安定機関等による広報啓発活動の推進

以上のように労働省、および労働基準監督署に対して不法就労外国人やブローカー、雇用主に関する情報提供と不法就労防止の広報活動が求められている。

要注意、労働行政の対応

これまで外国人支援活動の成果として、労働基準監督署に労働相談や労災の請求に来た在留資格のない外国人労働者が、労働者としての権利を侵害されることのないよう、監督署からの入国管理局や警察への通報はしない

ということになっていたが、具体的に「緊密な情報交換」が求められているとすると、労働省として今後の対応を変化させる可能性を否定できない。

関東では労災申請に行ったオーバーステイ外国人が、監督署を出て15分ほどで警察に逮捕されたという事例が報告されている。監督署は通報を否定しているが、労働者の権利侵害にあたる許されない事態である。この「連絡会議」の内容について、労働行政内部でどれだけ徹底しているかは判然としないが、労働行政の対応には要注意である。労働省は平成5年度より「外国人雇用状況報告制度」を実施しており、6月1日現在の「外国人雇用状況報告書」を各管轄のハローワークに提出するよう事業主に求めているが、警察、入管への情報提供がこの報告書にとどまらないものになることも考えられる。

実際、労災請求窓口では現在も実態把握と称して請求者に対しパスポートの提示、コピーを求めており、こうした情報を横流しされるものと考えて対処することが必要だろう。

大切なことは何か

一方、今月6月は「外国人労働者問題啓発月間」であり、法務省入国管理局は「不法就労外国人対策キャンペーン月間」を実施している。読者のみなさんも新聞などでお気づきのことと思うが、6月に入って入管と警察が協力してミナミや西成区などで数回にわたって摘発を行い、そのたびに30-50人ほどの外国人を収容している。梅田の繁華街には、「な

くそ、テロ、不法就労、違法駐車」等というスローガンが張り出され、難波でも吉本新喜劇の俳優らがキャンペーンTシャツを着て宣伝活動を行った。

(財)入管協会の発行している雑誌「国際人流」は6月号で「不法滞在・不法就労問題の現状と課題」という特集を組んで、不法滞在者が来日外国人犯罪の中核となっているとして外国人犯罪の増加を強調する記事を掲載している。とりわけ、最近多く摘発された中国人の密航や地下銀行の存在を取り上げおり、またマスコミに大きく報道された「ニセ中国残留孤児」など、「組織犯罪対策法」成立へのキャンペーンがはらわれているように思えてならない。

我々市民団体は、外国人労働者が労働者としての諸権利、人間としての諸権利を侵害されることのないように労働省、警察庁、入管局の動きには十分注意を払い監視していくなければならないとおもわれる。

(事務局 田島陽子)

アスベスト禁止の声を強めよう！

★カナダ、アスベスト企業の政治的策略

★石綿フェルト材に注意

本誌4月号で報告したイギリス、EUのアスベスト（石綿）禁止の動きが、生産国であるカナダ政府とアスベスト企業の政治的な策動で一時停滞させられている。カナダ政府らは、現在の主要な石綿であるクリソタイル（白石綿）禁止を、その代替物質の安全性がわかつていないことを誇大に宣伝することによって歯止めをかけるという作戦でている。具体的には、「1998年末までに禁止する」計画のイギリス労働党政府に対して、世界貿易機関（WTO）に異議を申し立てるという「非公式」の脅迫を行い、これが功を奏した。イギリスはこの時期EUの議長を担当するのでEUでの禁止政策を決めて、セットで国内の禁止措置をすすめようとしていたため、その動きはイギリス、EUで一時鈍化してしまった。しかし、禁止運動側が盛り返してきているとの情報が伝わってきていている。

日本国内では

欧米の動きに反して、日本を初めとするアジアその他の諸国では規制の動きは進んでいない。欧米の禁止に連動する形で禁止運動を強めなければ、禁止イコール被害の輸出拡大となってしまう。

日本政府は、欧米の動きを知つていていまだにアスベスト禁止に消極的である。いまや日本は最大の石綿消費国となり、石綿産業から建築、造船労働者などに石綿の健康被害が拡大している。（発生の実数をつかみきれているか疑問が多いが）労働省がまとめた職業ガンの労災補償状況をみただけでも、被害の数字は年々増加している（表1）。

さきごろ広島の呉で、電気工として屋内配線作業に27年間従事していた労働者が悪性中皮腫で死亡した事件で呉労基署は遺族に労災補償を支給した。支援した広島労働安全衛生センターによれば、配線作業や電気機器の取り付け作業などにおいて、耐火用吹き付け石綿に穴をあけたり、削る、天井の断熱材に穴をあける、そばで石綿吹き付け作業が行われている、石綿被覆された耐火電線の使用など多く場面で石綿に曝露していたということである。共通の作業環境で働いた労働者は多く、同様の発病の危険にさらされている。

日本石綿協会の1995年度データによれば、消費の93%は「建造物材料」（耐火壁、天井、軒天、間仕切り壁、外壁など）に使われている。したがって、こうした建材の生産、加工、施工、解体・廃棄の現場で労働者が石綿にさらされ続けている。広島の例も、一部は建材

によるものだ。

石綿禁止の声を盛り上げよう

石綿被害の企業責任を追及しきた横須賀石綿じん肺訴訟、大内肺ガン訴訟などの造船における全造船、建設関連労働者の全建総連などアスベスト問題に取り組んでいる労働組合や様々な市民団体が精力的に活動しているが、その中心的役割を果たしている「石綿対策全国連絡会議」では、イギリス石綿禁止運動に取り組む活動家を招いての日本における反アスベストキャンペーンを準備している。アスベスト消費の構造から考えて、今後の運動の正否は労働サイドと被災者団体の頑張り、そしてマスコミの関心にかかっているといえるだろう。安全センターでもこれに呼応して、イギリス活動家の来日時の関西での集会や健康被害電話相談の開設などに取り組んでいこうと計画しているところだ。

今年から来年にかけて、EU、イギリスの動きに連動して、日本におけるアスベスト禁止運動は確実にひとつの山場をむかえようとしている。

再調査必要な石綿フェルト材

10年前に吹き付け石綿が社会問題化し、公共建築物を中心に撤去などの工事が行われて

きた。問題となつた吹き付け石綿は1975年からは不使用となつたということで、当時の建物調査は1975年頃までに立てられた建物に対して行われた。

ところが、軽量の金属屋根用断熱材として石綿フェルト材が使われていた場合があり、吹き付けでなかつたため調査・撤去対象から漏れ、これが昨年川崎市の市立幼稚園で問題化した。川崎の例で使用されていた石綿フェルト材は商品名「フェルトン」という85%石綿含有のニチアスの製品で、製造されたのは1963年から1983年。ヒット商品で、吹き付け石綿が使用されなくなったあともずっと使われていた。川崎市では当該箇所を撤去後、改めて石綿フェルト使用状況を調査したところ、複数箇所で見つかり除去工事を実施している。他の自治体でも同様の状況が考えられ早急な調査が必要だ。

表1 石綿による肺ガン又は中皮腫の労災補償件数

年度	77前	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	合計
件 数	17	4	5	1	2	7	4	7	11	14	10	10	19	16	18	23	21	21	23	27	260

前線から

職場改善事例集と職場巡視中心に実践型交流

金属機械全国安全活動交流集会 全国

全国金属機械労働組合は6月7日から9日まで、新潟県で全国安全活動交流集会を開催し、全国の職場の安全衛生活動家約200人が参加した。

この交流集会は、同労組結成以来、毎年開催されているもので、特に2日目の開催地で実際の職場を巡視するプログラムを中心とした実戦形式は同労組内のみならず、各方面から高い評価を受けている。機械金属の製造業という業種で中小の事業場中心という同労組

にとって、とりわけ安全活動の位置付けは大きく、毎回多数の参加がある。

今年も2日目に職場巡視を実施、新潟県内の6支部に分かれて参加者が職場訪問。参加者はグループごとにその職場の「よい改善事例」と「今後改善の必要な事例」を検討した。そして、今年の討論結果発表では、当該受け入れ支部の労使により、指摘内容を審査、優良と考えられる発表を選ぶ方法を取った。

日常の労働安全衛生委員

会の中で、労使がケンケンガクガク議論をしてきた内容に関わる指摘など、当該労使には審査に迷いはなく、参加者にも率直な評価を感じることができるという点でよい方法といえよう。また同労組では、交流集会に先立ち、全国の支部に職場改善事例の報告を求め、収集されたものを写真入りの資料集にまとめた。この資料集からピックアップした改善事例についての評価を行う討論も実施している。

改善事例集については、他の職場にとって参考となる事例が多くあり、今後の同労組の取り組みが期待されるところである。

能勢町でダイオキシン問題シンポジウム

ダイオキシン対策が大事 清掃工場の安全衛生 豊能

大阪府最北部の能勢町にある清掃工場、豊能郡美化センターのダイオキシン汚染がマスコミを賑わせているが、6月14日の日曜

日、「ダイオキシン問題と町の未来を考える」と題したシンポジウムが同町内で開催された。このシンポジウムは、同じ日に自治労の

調査団、民主党本部調査団が行なった調査にあわせて企画されたもの。

安全センターの西野がコーディネーターを務め、パネリストとして菅直人民主党代表、今井澄参議院議員、高嶋良充自治労書記長、当麻よし子元所沢市議、中地重晴環境監視研究

発言した。日本のごみ、廃棄物処理のシステムが、焼却一辺倒の方法（75%の焼却率）でこれまで進め続けられてきたことにより、諸外国に比べはるかに多いダイオキシン排出量となっていること、今の厚生省の対策が焼却を前提に、根元を絶つのではなく、出口で技術的に排出を抑制しようとしていることの問題点、迅速な健康調査が行なえる体制などの提言が行なわれ、豊能郡地域のみならず、ダイオキシン対策のこれから

の方向を示唆する内容となつた。

もっとも、同町では健康調査やさらに拡大した環境調査の即時実施など直ちに実施が求められる課題があり、住民の参加者からの発言が相次いだにも関わらず、時間的制約もあり必ずしも十分な調査団からの回答を得ることができたとはいはず、今後の同町住民と両調査団の共同の作業が必要だといえよう。

いまでもなく能勢町のダイオキシン汚染は、周辺

住民にとって深刻な問題であり、風評被害も大きなものとなっているが、同時に清掃工場で日常的に焼却灰を含むダイオキシン汚染環境にさらされてきた町職員にとっても重大問題となっている。そして、この問題は個別の問題にとどまらず、廃棄物の処理に関わる労働者の課題として労働安全衛生対策として取り組みを進めていく必要がある。

指曲がり症裁判

基金が認定基準を書面で提示

自治労豊中市職

北 摂

6月25日、豊中市学校給食調理員の指曲がり症公務外認定処分取消訴訟の法廷がひらかれ、前回に引き続いて原告側が書面を提出、「給食調理は、その一連の作業の前段階において手指に相当な負担がかかる作業であり、その負担の程度は、食材や食器の量において家庭における調理作業とは比べるべくもなく大量であること、使用する食器の

素材が扱いにくいものであることから、日常生活においても手指に負担のかかる超越した過度なものである」ことを具体的に主張した。センターでの調理業務はまさに労働集約型の工場労働である。地公災基金ははつとに、調理業務は家事労働の延長といった趣旨の主張をするが実際は全く違う。

たとえば、書面の中で

「焼きそば」の調理行程を取り上げて、「調理員は手指を使って干麺を割るが、950ないし1000食（干麺で500個程度）を約2名の調理員が担当するから、一人当たりの量は約500食（干麺で250個）となるから、手指にかかる負担は相当なものである。とりわけ、麺の硬さのために手指に傷ができることもある。釜の中で柔らかくなった麺と具を木かいで混ぜ合わせながらいためるのは、麺が水分を吸って重くなっているため、渾身の力を込めてかき

まぜる必要がある。その際、前述したポテトサラダの場合と同様の過重な負担を手指に強いることになる。木かいが折れることもあるのもサラダの場合と同様である。」と述べられている。

前回法廷において、原告側から指曲がり症の認定基準をあきらかにせよと被告・地公災基金側に求めていた点について、今回書面で示された。その中で地公災基金は、指曲がり症が労働以外によっても生じる、「よくわからない」が「よくある病気」であり、とはいっても労働負荷による発

症を完全に否定できないので、「公務過重性」が認められる場合だけ公務上疾病として考慮するとし、次のような「公務過重性判断基準」を明らかにした。

- ①経験年数が10年を超えてのこと
- ②年度ごとの一人持ち給食調理数の合計（総調理食数）が2000食を超えてのこと
- ③その年度の一人持ち食数と同じ規模の施設の全国平均一人持ち食数を比較して、前者が後者を超えている年度が経験年数の半数以上に及んでいるか、それに準じる著しい

公務過重の状況であるといえる特段の事情があること

- ④所属した当該施設の平均的労働量を下回っていること

こうした基準によって、「本当に」認定作業が行われ、また行われつつあるのかどうか、科学的根拠はあるのか、などが今後問題になってくる。地公災基金が指曲がり症の多発状況を未だ認めていない点を中心に、今後は争点が整理され、地公災基金の非科学性が明らかになっていくと思われる。

ガーナ青年労働者のプレス労災で派遣先・元に損害賠償請求

大阪

ガーナからの出稼労働者のAさんは、2年前、派遣先のプレス加工会社で就労中に安全装置のない自動ラインのプレスに巻き込まれるように挟まれ、左手親指欠損、他の指すべてを指のつけねよりも手のひらの内側によったところで切断する重傷を負った。救急搬送

された病院で何度も手術を受けたのち、療養に専念してきた。

派遣元の会社は下請けという名ばかりの派遣会社であり、たいへんな重大事故に遭遇したため労災保険適用は避けられないと観念し、労災保険を請求した。そのため医療費負担は

もちろんなかつたのであるが、問題は休業補償請求であった。

Aさんは当初から親しい友人Bさんの助けを受けていた。「休業補償を会社が請求しているが、実は振込先銀行口座は会社が作ったもので通帳もハンコも本人がもっていない。会社が本人にそのままわたすかどうか非常に不安だがどうしたらいいのか」という相談電話が安全センターにかかってきた。直前に相談した弁

護士から教えられたということだった。

緊急を要するのすぐにセンターにきていただき話をきくと、派遣元の事務所は日の丸と神棚があるところらしくとても堅気とは思えなかつた。派遣元は休業補償のピンハネをしようとしていることが見え見えで、すぐに請求先の労基署に電話をし、本人と同道するまで休業補償の支給を見合わせるように頼んだが、タッチの差で1回目の支給がすんだところであった。

翌日、労基署にAさん、Bさんを同道し、すべての事情を説明、心ない派遣会社の悪だくみへの対策を要請した。労働者の立場をわきまえた労基署の適切、迅速な対応とBさんの力添えで、結局会社は手を引き、労災補償は1回目の休業補償を含めて問題なく本人に入ることとなつたのだった。ただ、労基署側に一部、入管関係の事項にこだわる職員がいたため一時関係が険悪になりかけたが、安全センターの抗議によつ

て根掘り葉掘り聞いてはこなくなつた。

最近Aさんは症状固定となり、これを契機に懸案となつていた派遣先会社の責任追及が開始された。Aさんの事故に本人の責任はない。会社のいくつかの非常に初步的なミスからこの労災はあつてあり、すでに代理人弁護士から派遣元、派遣先に通知が行われている。

災害から約2年、たぶん寝耳に水の会社がどう出てくるか注目される。

が、いまだに労働行政による摘発は行われていない。

6月3日にSさんは労基署に呼ばれ事情聴取を受け、継続して再度聴取されている。違法に解雇され、生活を奪われてがんばるSさんと支援する労組とは対照的に、一向に実効のある措置を講じられない労働行政の怠慢ぶりは目に余るものがある。

地労委審問への東海技研の対応が注目される。法律と行政、労働運動をなめきつたこの会社を許すことはできない。

屋根修理労働者Sさん違法解雇 地労委で調査、審問へ

ユニオンひごろ

吹田

本誌前号で報告した、労災で不当解雇された屋根修理労働者Sさんの問題でユニオンひごろは、団交拒否と解雇について会社・東海技研の不当労働行為に関する救済申し立てを地労委に対して行つたが、6月2日に地労委による調査が行われた。地労委から会社に対して呼び出しが再三行われていたにもかかわらず、会社は一切無視したため、労働組合からのみ出席

して行つた。その結果、第1回審問が7月3日に開かれることとなつた。一方、東海技研は、Sさんの所属先である吹田の支店、名古屋の本社ともども、茨木労基署の度重なる指導、是正勧告のすべてを無視、労働保険加入手続きもさぼっている。こうした無法な会社は厳しく摘発するべきであるとして、大阪労働基準局に対して5月初めに申し入れを行つている

一九九八年夏期一時金カンパへのご協力のお願い

各位におかれましては、労働者や市民の諸権利を守り、発展拡大させる先進的な取り組みに日夜ご奮闘のこと、深く敬意を表します。その中で、当関西労働者安全センターにも常日頃より多大なご支援ご協力をいただいておりますことに心よりお礼申し上げます。さらにはまことに心苦しい限りではあります。が、表記のカンパへのご協力を重ねてお願い申し上げます。会員拡大などの努力の結果、やや会員数も増加しつつあります。が、まだまだ皆様のカンパ協力に頼らざるを得ないのが現状です。今後も引き続き、財政好転への努力を講じてゆく所存ですが、財政実状をご参照いただきご協力のほどお願い申し上げる次第です。

派遣法改悪による適用対象業務の拡大や女子保護規定の完全撤廃、裁量労働制の導入など労働法制の「規制緩和」がもくろまれ、明らかに使用者側のための労働コスト削減がはかられる中、労働者の諸権利、命と健康を守る運動は厳しい局面を迎えてます。あらゆる分野へのパートや臨時工、派遣労働者、外国人労働者の導入で、雇用形態は益々不安定になり、同時に労働者の諸権利が侵害されています。使用者側は、コスト削減のため安全衛生活動を「ゼロ災」運動の提唱などの形だけのものにおとしめ、安全配慮義務を益々怠る傾向にあります。また、中小零細企業、未組織の職場においては未だ労災隠しが横行し、労働省側もこれには何ら有効な対

策を持たないのが現状です。昨年の秋の安全衛生週間には、全国センターの呼びかけで二日間のホットラインを実施し、当センターでは「労災隠しホットライン」と称してケースの掘り起こしにあたりました。

また、「指曲がり症」、じん肺肺ガンなど職業性疾病の労災認定基準の改善の問題も山積みであり、行政訴訟などの労災認定闘争を具体的に認定基準や補償制度の改善につなげていかなければなりません。

今後も労働者の基本的権利としての「いのちと健康」の問題をあらゆる労働者の基本認識とし、基本制度や、行政、企業の対応改善のため、広範な宣伝活動、対行政行動など、皆様とともに全力で取り組んでゆきたいと思います。変わらぬご支援ご協力をお願いいたします。

一九九八年六月

関西労働者安全センター運営協議会

議長 岡田義雄

郵便振替口座00960-7-315742
大阪労働金庫梅田支店普通1340284

※なお、本状と入れ違いに入金いただいたおりましたら、あしからずご了承下さい。

5月の新聞記事から

5/6 神戸市のJR山陽線須磨駅で昨年12月にホームから転落した男性を助けようとして電車に巻き込まれ死亡した兵庫県明石市の会社員長谷川さんの遺族に神戸西労働基準監督署は遺族年金の支給決定。監督署は「反射的に助けようと手を出しただけ」と通勤途上での災害と認めた。

5/7瀬戸内海の香川県小豆島近くで底引き網漁船「海業丸」が転覆しているのが発見された。操舵室からは船長の中さんとその長男が遺体で発見された。船体が真っ二つに折れていたことから当て逃げされたものとして調査中。

5/8 来春から関西電力が高浜原発で実施予定のアルカリ計画で、栗田福井県知事は関電に対し原子炉設置変更許可申請を了承すると伝えた。地元自治体の許可申請を了承は初めて。

スペイン南部のコルタ・デ・アスカル山からカミムなどの毒性廃棄物500万立方㍍が流出、付近の自然保護区への汚染が憂慮されている。先月25日に毒性廃棄物を貯蔵する池が崩壊し近くの川へ流れ始めたもの。

5/11 インドは3種類の地下核実験をラジヤスタン州のタル砂漠で午後3時45分実施。

5/13 インドは2回目の地下核実験を強行。

5/15 たばこで健康を損なわれたとして、肺がんなどの患者7人が日本たばこ産業と国を相手取って7000万円の損害賠償とたばこ広告の禁止、自動販売機撤去を求めて東京地裁に提訴。

動燃は福井県敦賀市の高速増殖炉「もんじゅ」で今月11日に廃液濃縮液サブリソーラー系統の樹脂製容器に亀裂が生じ、洗浄温水3リットルが漏れると発表。

5/19 中国広東省の「池文煙花有限公司」の花火製造工場で爆発事故、従業員8人死亡、46人負傷。静岡県藤枝市の「竹アソシ」が出資した日中合弁企業で打ち上げ花火専門の製造会社。何らかの原因で花火に引火し、次から次へと花火が爆発した。

5/22 午前11時頃大阪府八尾市の八尾空港で大阪航空のセイモーニー機離陸時に横転、大破。乗員3人の内機長が全身打撲で死亡、整備士が左足骨折の重傷、もう1人が軽いけが。

5/25 労働省は生殖機能などに悪影響を及ぼす「環境ホルモン」について農薬などを製造する化学工場での実態調査など、労働者の安全対策に乗り出すことを決定。また、「新

種有害物質問題基本検討会」を設置し、2年後をめどに環境ホルモン対策について報告書をまとめる方針。

5/26 日本気管支学会の全国調査で気管支鏡による検査や治療で1996年に1年間にあこなわれた92224件の内6人が死亡、1100人に肺炎などの副作用がでていたことが分かった。

5/27 午前9時40分頃茨城県の住金ケミカル工場のタクシード爆発、タクシード内作業中の下請け会社「土子組」の作業員の1人死亡、2人が重傷。他に2人軽いやけど。タクシードは3基あり、発電燃料を作るためガスを生成していたが、その日そこにたまつた石炭と水の混合物の除去作業中、水を含んだ硫黄分が爆発した可能性があるとして調査中。

1975年以来「非核神戸方式」で外国艦艇入港に「非核証明書」の提出を求めていた神戸市が、28日入港予定のかだ海軍艦船「フローティング」の証明書未提出の入港を認めた。かだが核拡散防止条約を締結した非核兵器国であることや、外務省が証明するとの条件で入港が認められた。

阪神大震災後に急増したが、間取り替え工事に従事した大阪市の溶接工(54歳)が作業中に脳こうそくで倒れ、4日後に死亡したのは月6回の昼夜連続勤務などの長時間労働や、いつ休暇が取れるか分からぬ「不規則休暇」が原因として溶接工の妻ら遺族が雇い主の建設会社を相手に損害賠償請求訴訟を大阪地裁に起こした。

5/28 パキスタンは、インドに対抗して午後3時半アフガニスタンとの国境に近い西部パキスタン州チャガル山地において5回の地下核実験を実施。

くも膜下出血で右半身化を起こしたのは過重な勤務が原因として日本航空のチーフパイロットの岩本章子氏が成田労働基準監督署に労災請求。1996年の入社以来国際線勤務が多く、96年5月に日本と香港を4日間で二往復する勤務中香港の宿泊ホテルでくも膜下出血を起こした。発症前1年の勤務時間は月78.87時間と長く7ヶ月の間有給休暇を取っていないかった。

5/29 動燃はトリウム火災を起こした高速増殖炉「もんじゅ」の安全総点検を終了し、福井県など地元自治体に事故の最終報告書を提出。

5/30 パキスタン政府は西部パキスタン州チャガル山地で2度目の核実験を強行。

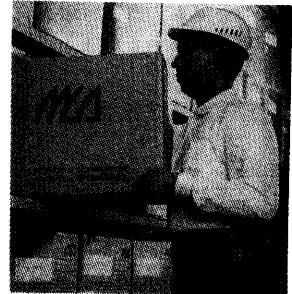
腰痛予防に腰部保護ベルト－**楽腰帯**をどうぞ

らくようたい インナー&アウタータイプ

Relief(リリーフ) インナータイプ

楽腰帯は腹圧効果で腰への負担を30%軽減。

特徴は、①すぐれた腹圧効果 ②骨盤補強効果
③運動性と快適性



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男 DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	—
リリーフ	男 リリーフ G	グレー・ブルー -(ツートン)	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 リリーフ L	ベージュ	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	—

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、型、色、サイズを指定してご注文下さい。ミドリ安全(株)製
宇土博医師考案
■パンフレットあります。 関西労働者安全センターTEL.06-943-1527 FAX.06-943-1528

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

●郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
●大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
〃	2部 4,800円
〃	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には 1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式会社 **国際印刷出版研究所**

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL. 06 (551) 6854 FAX. 06 (551) 1259